

諏訪市水道関連事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、諏訪市水道関連事業窓口業務等委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定に当たり、本業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定は、本業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

3 参加資格の確認

諏訪市は、参加申込者から提出された参加申込書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

4 企画提案書に係るヒアリングの実施

提出された企画提案書の内容を確認するため、次によりヒアリングを行う。

(1) 開催予定日 令和7年9月19日（金）

(2) 時間 企画提案者に別途通知する。

(3) 会場 長野県諏訪市上川一丁目1791番地
諏訪市水道局3階 会議室

(4) 出席者 3人以内とする。

(5) 時間配分

① 提案説明 25分以内

② 質疑応答 15分程度

③ 準備・片付け 10分

(6) ヒアリングの方法

① 企画提案書等と異なる説明及び追加資料の配布は認めない。

② プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他必要な機器は、企画提案者が用意するものとする。

(7) その他

ヒアリングは、非公開とする。

5 評価点

審査委員会は、企画提案書、ヒアリングの内容及び提案価格から評価点を算定する。

審査員一人当たりの配点及び評価項目は次表のとおりとする。

大項目	中項目	配点	
1 会社内容	①会社概要、財務状況	10 点	20 点
	②受注実績	10 点	
2 業務体制	①受注方針	10 点	20 点
	②人員配置、人材育成、雇用姿勢	10 点	
3 業務理解	①受付業務	10 点	70 点
	②料金等徴収及び収納業務	10 点	
	③滞納整理業務（給水停止含む）	10 点	
	④メーター管理業務	10 点	
	⑤メーター検針業務	10 点	
	⑥開閉栓業務	10 点	
	⑦電子計算処理業務	10 点	
4 独自提案		20 点	20 点
5 提案価格	見積価格	20 点	20 点
		150 点	

6 評価方法及び手順

(1) 企画提案評価

- ① 別紙評価基準に基づき、審査委員が評価を行う。ただし、会社内容については、評価基準に基づき評価する。
- ② 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

(2) 提案価格評価

- ① 提案価格評価には、提案見積書に明示を求めた想定業務数量に基づく単価は評価対象としない。
- ② 提案価格に対し、次により評価点を算出する。

提案価格評価点＝配点×最低提案価格／当該企画提案者の提案価格

(3) 評価点の算定

書類審査点とヒアリング審査点の総合点で行い、5人の審査員の合計点を評価点とする。

7 最適候補者及び次点者の選定

- (1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

- (2) 評価点が同点の場合は、ヒアリング審査点が高い者を上位とする。
- (3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員会の協議により選定するものとする。

8 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて諏訪市建設工事指名業者選定委員会における審査の上、最適候補者及び次点者を決定する。10 月初旬に市公式ホームページで公表する。

また、最適候補者及び次点者あて通知する。

(別紙) 評価基準

1 会社内容

(1) 会社概要、財務状況

受注者が水道料金等を扱うのにふさわしい事業者であるか、信頼性、経営の安定性を評価し、原則として減点がなければ10点とする。

- ① 会社の規模等については評価の優劣は付けない。参加資格において、既に一定の条件を満たしていると判断する。
- ② 過去2年間の損益計算書において、経常損失または当期純損失がある場合、1期につき4点減点とする。
- ③ 過去2年間の貸借対照表において、流動比率が100%未満の場合、1期につき4点減点とする。
- ④ 上記②または③が2期連続である場合は、書類審査項目は0点とする。

(2) 受注実績

長野県内において、平成27年度以降における同種の業務にかかる受注実績について評価する。以下のポイントに沿い、同種又は類似業務実績(様式第3号)を提出すること。なお、同様式に記載する受注実績の考え方については、同様式下段の注記を参考に記載すること。

- ① 次のすべての要件を満たす受注実績が7件以上あれば10点、4件以上あれば8点とする。
 - ア 給水人口30,000人以上(契約時点)の事業体
 - イ 水道料金(簡易水道含む)、下水道使用料の両方
 - ウ 受付・料金等徴収及び収納・滞納整理(給水停止含む)・メーター管理・メーター検針・開閉栓・電子計算処理の7業務のうち、5業務以上を受注した実績(同一事業体に限る)
- ② 次のすべての要件を満たす受注実績が7件以上あれば6点、4件以上あれば4点とする。
 - ア 水道料金(簡易水道含む)、下水道使用料いずれか
 - イ 受付・料金等徴収及び収納・滞納整理(給水停止含む)・メーター管理・メーター検針・開閉栓・電子計算処理の7業務のうち、3業務以上を受注した実績(同一事業体に限る)
- ③ 上記を満たさない受注実績の場合は2点とする。

2 業務体制

(1) 受注方針

受注意欲、責任感、準備期間中の計画、個人情報保護に対する考え方など、参加者の

方針について評価する。

(2) 人員配置・人材育成・雇用姿勢

的確な人材配置による円滑な業務が遂行できるか、また、社員の人材育成・教育方針、雇用姿勢（地元雇用に対する考え）などの提案について評価する。

3 業務理解

(1) 受付業務

開閉栓、各種変更申請等における窓口での対応や電話での問い合わせ、クレームやトラブルへの臨機応変な対応ができるか、また、生活困窮者への対応、個人情報の漏えい防止対策について評価する。

(2) 料金等徴収及び収納業務

収納率の維持・向上を図るための提案や業務改善や効率化に関する提案について評価する。

(3) 滞納整理業務（給水停止含む）

業務に関する基本方針と適正な処理や収納率の向上を図るための提案について評価する。

また、長期滞納者、その他収納困難者等への対策について評価する。

(4) メーター管理業務

メーター管理業務に関し適切な進行管理等ができるかなどの提案について評価する。

(5) メーター検針業務

料金算定の基礎となる検針を確実に行うための基本方針と検針員の人員配置や業務管理方法等について評価する。

(6) 開閉栓業務

業務の内容を理解し、適正な処理ができるか、また、当該業務の改善又は効率化に関する提案について評価する。

(7) 電子計算処理業務

業務の内容を理解し、適正な処理ができるか、また、漏水に対する苦情や無断使用に対する対応等について評価する。

4 独自提案

次の項目についての提案を評価する。

(1) 大規模災害が発生した場合の支援や協力体制の提案

(2) 収納率以外の目標に関する提案

(3) サービス向上のための知識や経験を生かした具体的な計画

(4) 当市における業務の効率化・経費の節減や削減に寄与する具体的な計画